

学校感染症り患時の対応について

兵庫県立夢野台高等学校

インフルエンザを含む学校感染症（裏面）と診断された場合は、必ず学校に連絡してください。学校感染症は出席停止となり、欠席にはなりません。十分治療に専念し、裏面の基準または医師より登校許可が出るまで療養してください。

インフルエンザと診断された場合（変更があります。2・3年生は気を付けてください）

医師による療養の証明の代わりに、下記の「インフルエンザり患証明書」と「り患の証明となるもの（薬の説明の用紙など、氏名・薬名・日付が記入されたもの）」の2つでり患証明とします。り患証明書は、受診内容や発症日等を保護者が記入してください。登校したら直ちに保健室または担任に提出してください。

インフルエンザ以外の学校感染症と診断された場合（今まで通り）

登校許可書（生徒手帳69ページ等）に主治医から療養の証明（病名、出席停止の期間、受診医療機関名、主治医印）となるものを記入してもらい、登校したら直ちに保健室または担任に提出してください。

ご不明な点がございましたら、いつでもご連絡ください。

夢野台高校保健室

TEL：078-691-1546

き り と り

兵庫県立夢野台高等学校長 様

保護者が記入し、り患の証明
となるものと一緒に提出

インフルエンザり患証明書

年 組 番 氏名 保護者氏名 印

病名	インフルエンザ（ A型 ・ B型 ・ 不明 ）
受診年月日	平成 年 月 日（ ）
受診医療機関名	
医師からの指示	自宅療養の期間（〇〇日まで休むように言われた）や生活上の注意など

自宅療養の期間の指示が特になかった場合は下記を記入し、**どちらか遅い方から登校してください** ↓

	発症日 熱が出た日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
月/日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
	解熱した日	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後 3日目			
月/日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()			

	種類（施行規則第18条）	出席停止の期間の基準（施行令第19条）
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂痂化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではありません。

インフルエンザ いつから登校していいの？

小・中・高校版

登校していいのは、この2つがそろった時

解熱後

2

日が経過している

+

発症後

5

日が経過している

※発熱がみられた日を発症とします

※ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校してもOK

ケース1

発症 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目

解熱 1日目 2日目 3日目

登校OK!

ケース2

発症 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目

解熱 1日目 2日目 3日目 4日目

登校OK!

ケース3

発症 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目

解熱 1日目 2日目 3日目

登校OK!